

○違法駐車車両の移動等措置要領の制定について（概要）

（昭和 6 2 年福岡県警察本部内訓第 1 3 号）

この内訓は、違法駐車車両の移動、保管、返還、公示、売却、廃棄、所有権の県帰属等の移動等措置に関し、必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 移動の措置
- 保管の措置
- 返還の措置
- 違法駐車車両の措置の報告
- 返還することができない車両の措置
- 負担金の収納手続等
- 委託料の支払い
- 積載物があった場合の措置
- 報告
- 関係書類の保存

などの項目からなっている。